

保険法の見直しに関する 中間試案の概略

制度調査部
堀内勇世

【要約】

- 今年、8月14日、法務省から、「保険法の見直しに関する中間試案」が公表された。
- これは、商法の中にある保険に関する私法上の権利義務関係等を規定した部分の見直しに関する中間試案である。
- 現在、この中間試案と9月14日までに募集した意見をもとに、来年の通常国会への法案提出を目指して、検討作業が進められている。

1. 保険法とは

- 保険法**という名の法律は現在存在しない。
- 一般に、**商法**^(注1)という名の法律の中に**存在する保険契約に関する部分**を指して、保険法と呼んでいる。具体的には、商法第2編「商行為」第10章「保険」の商法629条から683条までを基本的に指している。

(注1) 「商法は会社法ができた段階でなくなったのではないか」と思っている方もいるかもしれないが、現在も存在している。会社法(の一部)となったのは、改正前の商法の第2編だけであり、それ以外の部分は現在も商法のまま存在している。保険以外にも、匿名組合、問屋営業、運送営業などに関する規定は、現在も商法の中に含まれている。
- なお、保険に関連する法律として、ほかに**保険業法**が存在する。この**保険業法**は、保険を業として営む**保険会社に対する規制・監督の在り方**を規定するものである。これに対して、**保険法**は、保険に関する**私法上の権利義務関係等**を規定するものである。

2. 中間試案の公表

- 平成19年(2007年)8月14日、法務省から、「**保険法の見直しに関する中間試案**」(中間試案)^(注2)が公表され、9月14日まで意見募集が行われた。

(注2) e-Gov(電子政府の総合窓口)のホームページ(<http://www.e-gov.go.jp/>)内のパブリックコメントのページを参照。具体的には、執筆段階では次のページを参照。

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1060&BID=300080023&OBJCD=&GROUP=

- 法務省法制審議会の保険部会**では、昨年11月から、保険法を**現代社会に合った適切な内容**にするとともに、**平仮名口語体の表記**に改めることを目的として、その見直しを検討してきた。そこで検討されてきた結果をまとめたものが、この公表された中間試案である。
- 今後、保険部会では、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、来年初めを目途に要綱案を取りまとめる方針である。そして、保険法の見直しに関する必要な**法律案**は、**来年の通常国会**に提出することを**予定**している^(注3)。

(注3) 金融庁の「金融審議会金融分科会第二部会(第39回)及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第36回)合同会合」の資料である「資料1-1 法制審議会における保険法の見直しに関する審議の状況」(後述)によれば、法案提出時期などについては、次のように記載されている。

平成20年(2008年)1月ころ(予定)	保険法部会による要綱案の策定
平成20年(2008年)2月ころ(予定)	法制審議会における要綱の決定、 法務大臣に対する答申
平成20年(2008年)3月ころ(予定)	法案の提出

3. 中間試案の概略

- 例えば、次のような見直しが提案されている。

(1) 全体的な提案

1) 障害・疾病保険についての規定を新設

- 現行法では、「損害保険契約」と「生命保険契約」という類型に分けて規定しているが、「障害・疾病保険契約」(いわゆる定額給付方式のもの)の類型を加えて規定し直すことを提案。

2) 共済を適用対象に

- いわゆる根拠法のない共済等は、現在、保険法の規定が適用・準用がされていないが、「保険」と同様の商品といえるので、保険法の対象とすることを提案。

3) (片面的) 強行規定を明示

- 保険者と保険契約者側との間の交渉力に開きがあることや、保険者と保険契約者側の情報力や理解力には差があること等から、保険契約に関する規定の一部について(片面的)強行規定^(注4)である旨を法律上明示することを提案。

(注4) 強行規定とは、当事者がそれと異なる特約をしても、特約が無効となる規定のこと。

- ただし、いわゆる企業保険契約については基本的に強行規定の対象から外す(任意規定とする)こ

とを提案。

(2) 保険契約の成立に関する提案

1) 危険に関する告知

○現行法では保険契約者が重要な事実(事項)に当たるかどうかを判断した上で自発的に告知をすべきものとしている。これを**保険者(ex. 保険会社)**において判断した上で重要な事実(事項)の告知を求める方式に変更し(「自発的申告義務」から「質問応答義務」へ)、保険契約者等が故意等により告知しなかった場合に保険者は解除できるとすることを提案。

2) 遡及保険

○遡及保険(保険者が保険契約の成立前に発生した保険事故について保険金支払責任を負う旨の定め)については、モラルハザードの防止に留意しつつ、無効とする範囲を現行法よりも限定することを提案。

3) 保険契約の無効・取消しによる保険料の返還

○モラルハザードの防止に留意しつつ、返還すべき場合を現行法よりも拡大することを提案。

4) 保険証券

○保険契約者の請求の有無にかかわらず、保険者は損害保険契約の成立後遅滞なく保険証券を交付しなければならないとすることを提案。

(3) 保険契約の変動に関する提案

1) 危険の増加

○現行法では、保険契約者等の責めに帰すべき事由によって著しく危険が増加すれば、契約は失効するとされている。この点の見直しに当たっては、直ちに失効するものとはせず、無保険契約状態を生ずることを避けつつ、危険の増加に応じた手当てをすることを提案。

2) 危険の減少

○現行法では、特別の危険を斟酌して保険料の額を定めた場合において、その危険が消滅したときは保険契約者が保険料の減額を請求することができると規定されている。この点の見直しに当たっては、危険が減少したときは、一般に保険契約者による保険料の減額請求を認めるべきことを提案。

(4) 保険事故の発生による保険給付に関する提案

○保険金の支払い時期についての規定を新設し、保険者が遅滞の責任を負うこととなる時期を明示することを提案。ただし、一定の日数を法定するかどうかは検討課題とされている。

(5) 保険契約の終了に関する提案

1) 保険契約者による任意解除

○現行法は、保険者の責任開始前に限って保険契約者の任意解除権を認めている。この点の見直しに当たっては、保険者の責任開始の前後を問わず、保険契約者は、いつでも保険契約を任意に解除できるとすることを提案。

2) 重大事由による解除

○保険契約は保険金を取得する目的で保険事故を故意によって招致するなどといった行為があった場合に、保険者が保険契約を解除できるとする明文の規定が現行法にはない。そこで規定を新設することを提案。

(6) 生命保険契約及び傷害・疾病保険に固有な事項に関する提案

1) 金銭の支払以外の保険給付

○高齢者社会の下、将来的に介護サービスの提供や老人ホームへの入居権を付与する等の金銭の支払以外の方法による給付も想定される。そこで、生命保険契約等で金銭以外の給付も可能とすることを検討項目としている。

2) 保険受取人の変更

○生命保険契約や傷害・疾病保険契約については、遺言によって保険金受取人の変更をすることができることを明確にするため、規定を新設することなどを提案。

4. 参考資料

(1) 法務省提供資料

◎「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」

⇒e-Gov（電子政府の総合窓口）のホームページ（<http://www.e-gov.go.jp/>）内のパブリックコメントのページを参照。具体的には、執筆段階では次のページを参照。

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=2&CLASSNAME=Pcm1060&BID=300080023&OBJCD=&GROUP=

⇒中間試案を公表するに当たり、事務当局である法務省民事局参事官室の責任において、これまでの部会における審議を踏まえ、中間試案の各項目について、その趣旨等を補足的に説明したものである。

(2) 金融庁提供資料

◎「金融審議会金融分科会第二部会（第39回）及び保険の基本問題に関するワーキング・グループ（第36回）合同会合」の資料

⇒金融庁の次のホームページ参照（執筆段階）

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryoku/20070918.html

⇒特に、次の資料を参照

- ・「資料1-1 法制審議会における保険法の見直しに関する審議の状況」

→法務省民事局参事官の萩本修氏の資料である。

- ・「資料1-3 保険法改正への対応について」

→保険法の改正に伴って、保険業法の見直しも必要となる可能性があるため、その検討を始めるために金融庁が作成した資料。

(3) 雑誌記事

◎萩本修（法務省民事局参事官）著「**保険法の見直しに関する中間試案の概要**」

⇒旬刊金融法務事情 No. 1813（2007.9.15）の38～45ページ。